二　福島復興再生特別措置法第七十五条の二の規定により同法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画（以下「提出特定事業活動振興計画」という。）の同法第七十三条の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの間に福島県知事の指定を受けた連結法人	当該指定があった日から同日以後五年を経過するまでの期間	百分の十	
三　福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの間に同法第八十五条の二第三項の認定を受けた連結法人	当該認定を受けた日から同日以後五年を経過するまでの期間（当該連結法人が同条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）	百分の十五	福島県の区域内に所在する当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業所に勤務する雇用者等（平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）

第二十五条の三の二第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「に規定する避難対象雇用者等」を「の表の各号の第三欄に掲げる雇用者（次項において「控除対象雇用者」という。）」に、「「避難対象雇用者等」を「「控除対象雇用者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が一の連結事業年度において同項の表の二以上の号の第一欄に掲げる連結法人に該当する場合における同項の規定の適用については、当該連結親法人又はその連結子法人の選択により、当該二以上の号のいずれかの号の第一欄に掲げる連結法人にのみ該当するものとして、同項の規定を適用する。

第二十五条の四第一項中「第二十五条の二第四項第三号」を「第二十五条の二第四項」に改める。

第二十五条の五の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法」を「の認定（同法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「、第十七条の五第一項」を「、当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた同法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域（以下この項において「特定復興産業集積区域」という。）内において第十七条の五第一項に規定する開発研究（以下この項及び次項において「開発研究」という。）の用に供される同条第一項」に、「、又は」を「、又は当該特定復興産業集積区域内において開発研究の用に供される」に、「認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（第一号及び第二号において「復興産業集積区域」という。）」を「特定復興産業集積区域（第十七条の五第一項に規定する開発研究をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「当該開発研究」に、「その開発研究の」及び「当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の」を「その」に、「に係る償却限度額」を「の償却限度額」を「次の各号に掲げる」を「当該」に、「区分に応じ当該各号に定める」を「取得価額の百分の三十四（当該連結親法人又はその連結子法人が、租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人又は連結親法人である同法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、百分の五十）に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「に係る償却限度額」を「の償却限度額」に改め、同条第四項中「及び」を「又は」に改める。

第二十六条の二を削る。

第二十六条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「、船舶若しくは車両及び運搬具」を「若しくは船舶」に、「、船舶並びに車両及び運搬具」に、「第十八条第一項」を「第十八条の二第一項」に、「第六十八条の十一第一項」を「第六十八条の九第八項第六号」に改め、同項の表の第三号の上欄中「船舶又は車両及び運搬具で、」を「船舶で」に改め、同条を第二十六条の二とする。

第二十五条の五の次に次の一条を加える。

（新産業創出等推進事業促進区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）

第二十六条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者に該当するものが、同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間（当該期間内に当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「新産業創出等推進事業促進区域」という。）の政令で定める区域内において、政令で定める期間）内に、当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において第十八条第一項に規定する開発研究（以下この項及び次項において「開発研究」という。）の用に供される同条第一項に規定する開発研究用資産（以下この項及び次項において「開発研究用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該新産業創出等推進事業促進区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該開発研究の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該開発研究用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該開発研究用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該開発研究用資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　前項に規定する認定事業者に該当する連結親法人又はその連結子法人が、開発研究用資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した日を含む連結事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額（租税特別措置法第六十八条の九第八項第八号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

3　前条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条の三第一項中「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「東日本大震災復興特別区域法の」を「同法の」に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）」を削り、「（東日本大震災復興特別区域法」を「（同法」に、「第四十条第一項に規定する復興産業集積区域」